

令和元年 第2回上島町議会臨時会会議録		
招集年月日	令和元年8月6日(火)	
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場	
開 会	令和元年8月6日 午前11時00分宣告	
応招議員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 村上 要二郎 2番 林 康彦 3番 大西 幸江 4番 藏谷 重文 5番 寺下 満憲 6番 檜垣 一成 7番 平山 和昭 8番 濱田 高嘉 9番 前田 省二 10番 土居 計彦 11番 池本 興治 12番 松原 彌一 13番 亀井 文男 14番 池本 光章
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員のとおり	
欠席議員	なし	
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	町 長 副町長 総務課長 健康推進課長 農林水産課長 魚島支所長 建設課長 企画情報課長 住民課長 商工観光課長 公共交通課長 生活環境課長 教育課長 宮脇 馨 村上 和志 中辻 洋 大本 一明 越智 康浩 小林 薫 山本 九十九 杉田 和房 今井 稔 澤田 一政 村上 和彦 河端 光法 梨木 善彦

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 専門員 議会事務局 臨時	蓼原 洋樹 東 秀彦 久保 真弓
町長提出議案の題目	1 上島町弓削総合庁舎内食堂施設条例の一部を改正する条例 2 上島町CATV放送施設条例の一部を改正する条例 3 上島町開発総合センター条例の一部を改正する条例 4 上島町弓削離島体験滞在交流施設条例の一部を改正する条例 5 上島町岩城総合庁舎使用条例の一部を改正する条例 6 上島町公民館条例の一部を改正する条例 7 上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例 8 上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例 9 上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例 10 上島町学校施設使用料条例の一部を改正する条例 11 上島町集会所条例の一部を改正する条例 12 上島町下弓削地区中央集会所・児童遊園地条例の一部を改正する条例 13 上島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例 14 上島町岩城高齢者交流会館条例の一部を改正する条例 15 上島町海水温浴施設条例の一部を改正する条例 16 上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例 17 上島町斎場条例の一部を改正する条例 18 上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例 19 上島町弓削・生名農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例 20 上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例 21 上島町生名農産物集荷場条例の一部を改正する条例 22 上島町漁港管理条例の一部を改正する条例 23 上島町魚島観光センター条例の一部を改正する条例 24 上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例 25 上島町弓削松原海水浴場施設条例の一部を改正する条例 26 上島町サウンド波間田条例の一部を改正する条例 27 上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例 28 上島町駐車場条例の一部を改正する条例 29 上島町下水道条例等の一部を改正する条例 30 上島町港湾管理条例の一部を改正する条例 31 上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例 32 上島町魚島港務所設置条例の一部を改正する条例 33 上島町給水条例の一部を改正する条例		

	3 4 上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例 3 5 上島町生名船舶使用料条例の一部を改正する条例 3 6 上島町魚島船舶使用料条例の一部を改正する条例 3 7 上島町小型船舶上架施設条例の一部を改正する条例 3 8 インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例
その他の 題 目	1 議員派遣報告(愛媛県町村議会議長会創立 70 周年記念議員研修大会) 2 議員派遣報告(魚島地区住民と町議会議員の意見交換会) 3 議員派遣の件(上島町各地区敬老会)
議事日程	議長は、議事日程を別紙とおりに報告した。(会議規則第 2 1 条)
会議録署名議員の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 1 番・議員 村上要二郎 2 番・議員 林 康彦
会 期	令和元年 8 月 6 日 (1 日限り)
傍聴者数	2 名(男 1 名 ・ 女 1 名)

◎ 開 会

○(池本 光章 議長)

改めまして、昼前ですが、おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。

ただ今から「令和元年第 2 回上島町議会臨時会」を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名

○(池本 光章 議長)

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定によって、1 番・村上議員と 2 番・林議員を指名します。

日程第 2、会期の決定

○(池本 光章 議長)

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。令和元年第 2 回臨時会の会期は、本日 8 月 6 日、1 日限りとし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

日程第3～39、議案第1号～第81号、第83号～97号

○(池本 光章 議長)

これより議案第60号から議案第81号まで、及び議案第83号から議案第97号までの議案全般についての提案理由の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、消費税率等の引き上げに伴う条例改正につきまして、説明いたしますので、配布しております参考資料をご覧ください。

皆さん、ご案内のとおり、消費税等の法律改正によりまして、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が10月から開始されます。

この改正に対する上島町の方針といたしましては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として適切に対処していくこととし、適切な時期に条例改正を行う方針であることを、6月の全員協議会において、報告させていただいたところでございます。

今回、消費税率の改定に伴う条例改正案につきましては、説明資料に記載のとおり、議案第60号、「上島町弓削総合庁舎内食堂施設条例の一部を改正する条例」から、議案第97号、「上島町小型船舶上架施設条例の一部を改正する条例」までの38件の議案を上程しております。

提案理由といたしましては、議案第60号、「上島町弓削総合庁舎内食堂施設条例の一部を改正する条例」から議案第81号、「上島町漁港管理条例の一部を改正する条例」まで及び議案第83号、「上島町魚島観光センター条例の一部を改正する条例」から議案第97号、「上島町小型船舶上架施設条例の一部を改正する条例」までの37議案は提案理由が同様でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等により、消費税率等が改正されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、これらの案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。それでは、議案第60号から議案第81号まで、及び議案第83号から議案第97号までについては一括議題としたいと思いますので、それについての質疑はございませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」の声あり)

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

(平山議員、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員)

議席7番・平山和昭です。ただ今、提案されました議案第60号から97号までに關する消費税に關する条例案ですが、本臨時会に上程されました議案第60号「上島町弓削総合庁舎内食堂施設条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論させていただきます。

ええー、これは、あらかじめ申し上げておりますが、まあ議員として気に副わぬ条例に對する末端議會議員のまあ、うめきとして聞いていただきたいなと思います。なお、続きまして議案第61号から議案第81号、及び議案第83号から議案第97号までの各条例改正案につきましても、同じ趣意で賛成しがたい事を申し添えておきます。

さて、議案第60号ですが、この条例改正理由として「社会保障の安定財源の確保を圖る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）等により、消費税率等が改正されることに伴う関係規定整備」というふうにされております。まあ、平たく言えば、本年10月1日より消費税率が、現行の8%から10%に引き上げられるために、それに対応するために、我が町の公共料金等を改正するものであります。

我が国は、ご存知のように法治国家でありますので、自治体の業務、公共料金等は、法に定めのある方法で処理されなければならないのは、まあ申すまでもないことです。

議会としましても、ゆえに、上位法改正の都度、自治体条例の改正には、現実的に、ある意味無条件に認めてきたわけでありましたが、では、その上で、なぜ私が、このたびは賛成出来ないか。

この消費税に關しましては、平成元年に、竹下内閣が3%、赤字財政の解消を目的に消費税法が施行されたものですが、国民的な反対は根強く、その後の橋本内閣時に5%に引き上げたときに、その引き上げによる経済不況の責任をもって橋本内閣は潰れました。

それからまあ紆余曲折があったわけですが、平成24年の3月、民主党政権時に、消費増税を含む「社会保障・税一体改革関連法案」が国会に提出されまして、民主、自民、公明3党の法案修正合意によって、平成26年4月に税率を8%、平成27年10月に税率を10%に2段階で引き上げるという増税法が成立したわけでありまして、この時に「消費税は全額福祉財源に充てる」という附則が、この税制改正時に明記されていたわけです。

しかし、この消費税アップを牽引した民主党・野田政権は、結果として衆議院解散・惨敗、その後、民主党は分裂。おかげさまの敵失でもって、自民党一強を招き寄せたことは、皆様のご記憶に新しいところであります。

では、大方の国民が未だに誤解と期待を抱いているらしい「消費税は福祉財源に充てるという約束」は、どうなったか。

3党合意のされたときの消費税の使途は反古同然になりまして、端的に言えば、この消費増税分は自公政権にあっては、福祉の財源にはほとんど使われず、殊に中小企業の納めた消費税などは、その内3割以上が国庫に入らず、輸出大企業への輸出戻し税として還

付されるなど、大企業優遇策として、また一方、中小企業では、自社製品価格に消費税を上乗せする値上げはままなりません。増税分は自分たちで負担するなどして、といった苦境に立たされまして、倒産する企業も増えたありさまです。

また、例えば福祉事業に財源が廻されたとしても、今度は、その分元々あった別の財源がカットされて、トータルすれば福祉財源はいっこうに増えず、福祉の質は低下の一途を辿っている現状です。

このように、きわめて不公正、不公平な運用がなされ、今日に至っているのは、皆さん、もうネット等の情報で十分ご承知の事と思います。これは、政府による欺瞞であると言っても言い過ぎではないと思っております。

この度の2%の引き上げにしても、政権が変わらねば、その体質が変わることは到底思えません。公共料金とは言いましても、町民の負担が増えるような様々な条例改正に賛成することは、議員としても、政府の不実に手を貸すことにもなります。町民の皆さんの裏切る行為にもなるわけであります。

我々末端議会の、その構成員である議員は、そのような無体に唯々諾々と従っているだけで良いのか。私は、一議員として、このような「改正目的と現実とが乖離している条例制定」には、賛成出来ません。

我々末端自治体とは言いましても、自治体住民に一方的に負担を強いる税制には切歯扼腕、断腸の思いがありますが、したがって、自治体としては、政府に、きっちり消費税の目的税化、つまり、政府当初の約束どおり、「消費税は福祉財源にのみ充てる」といったような意見書等を、他の自治体とも語らって何度も提出し、国民生活の底上げに繋がる行動をするべきであると、その時期であると、このように考えます。このことを申し上げまして、私の反対討論とします。

まあ、同僚議員におかれては、私のこの行動に賛同することで、上島町議会の意志を表明していただきたい。かように思うわけです。以上です。

(平山議員、降壇)

○(池本 光章 議長) 他に討論はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

(大西議員、登壇)

○(3番・大西 幸江 議員)

議席番号3番、大西 幸江です。私もですねえ、今回の消費税増税に対する条例案に全て反対の立場で討論させていただきます。

上程されている消費税増税を行うための議案については、法律の改正により手続き上、上程せざるを得ないということは十分に理解しております。ですが、提案理由には、社会保障の安定財源の確保を第一として謳っていますが、実際には一部しか使われていないことは皆さんもご存じのとおりです。また、今回は、幼児教育の無償化に使うなどと言って

いますが、他の地域では、待機児童問題も解決されておらず、そもそもが不公平です。

消費税増税分の軽減税率も分かりにくいものであり、商店業者が導入に苦慮しております。また、他の景気対策も公共事業への投資とされており、上島町で恩恵を受けることは難しい状況も伺えます。そもそも生活して行くための上下水道や船の運賃まで値上げすることは収入が少ない年金生活者や子供たちにお金のかかる子育て世代などを苦しめることが目に見えております。

私は、以上のようなことから、住民を苦しめる消費税増税には反対したいと思います。議員各位の賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

(大西議員、降壇)

○(池本 光章 議長) 他に討論はありませんか。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

(寺下議員、登壇)

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、議席番号5番、寺下 満憲です。私も、ただ今上程されております60号から97号までの消費税増税に対する条例案に対して反対の立場で討論に参加をいたします。

ええー、消費税は、1989年の4月に税率3%で実施をされました。ええー、30年が今日経っておるわけでありますが、創設当時におきましては、財政再建が目的だったはずですが。しかしながら、国民の理解を得るために高齢社会や社会保障に回す、このことが喧伝され、消費税の目的は社会保障と財政再建と位置づけられ、それ以後、この2枚看板を錦の旗に掲げて今日に至っています。この間、1997年には5%、2014年には8%と引き上げられました。この間、働く人たちの所得は下がり、年金も減り続けています。

そして、私たちに身近な健康保険税等や税率に対しても上げられる状況が今日続いています。国民は、社会保障や経済発展のくらしよさの実感がありません。

今度の引き上げは、二桁の10%に引き上げられると同時に複数税率、いわゆる軽減税率とって、食品や定期購読料は税率8%に据え置かれていますが、今より軽減されるわけではなく、据置税率に過ぎません。また、同じ食料品でも、品目によって税率を区分けして計算しなければならず、困難は必至です。キャッシュレスの決算によるポイント還元制度は何をどこでどうやって買うかによって実質的な税率は3、5、6、8、10%の5通りにもなってしまいます。ポイント還元は、消費税の不公平を一層拡大します。また、キャッシュレスの支払いができる店は都会に集中して地方では使えない、地域格差の拡大にも繋がって参ります。

我が上島町政でも、物品購入、工事費など、たちまち繰越明許の事業においては、10月以降、消費税が引き上げられることにより、町民負担が増えてくるわけであります。

さて、皆さん、先の参議院選挙では上島町で消費税の10月からの消費税の値上げの凍結を掲げた候補者が勝利をしました。愛媛の選挙区で、この町において、1,762票を

獲得し、得票率としては45.3%と、町民の意思が反映されました。同時に、NHKが出口の調査をした結果でも、57%の人が反対を表明しています。

このことによって、私は、町民や国民の声を代弁して、消費税を値上げすることを、とともに、中止さすことに対して強く反対の意を申し述べまして討論を終わらせていただきまして、各議員の賛同を得たいと思います。よろしくをお願いします。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論がないようですから討論を終わります。これから、議案第60号から議案第81号、及び議案第83号から議案第97号までの議題について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員、林議員、藏谷議員、檜垣議員、前田議員、土居議員、池本 興治議員、松原議員、亀井議員。

反対者：大西議員、寺下議員、平山議員、濱田議員。

起立、多数です。よって、議案第60号から議案第81号、及び議案第83号から議案第97号までは原案のとおり可決されました。

日程第4～7、議員派遣報告

○(池本 光章 議長)

引き続き、日程第40、議案第82号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)(挙手)議長。

○(池本 光章 議長)村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、議案第82号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」の提案理由について説明いたします。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等により消費税率等が改正されること及び本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○(澤田 一政 商工観光課長)(挙手)

○(池本 光章 議長)澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

それでは、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」の改正内容についてご説明いたします。

資料の4枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

ええー、第2条の見出し中、「名称」を「名称等」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として「愛称 ホテル フェสปา」を加えます。

これは、本施設名称が宿泊施設として認知されにくいことから追加するものです。

続いて、第3条の見出しを、「指定管理者の指定」から「指定管理者による管理」に改め、条文中「行わせる」を「行わせることができる」に改めます。これは、今後、本施設の管理において一部施設を指定管理施設から除外する場合が生じた時に対応できるようにするものです。

続いて、第4条第1項第1号及び第2号の文書の次に（ただし、町長が指定した施設は除く。）を加えます。これは、今後、本施設の管理において一部施設を指定管理施設から除外する場合が生じた時に対応できるようにするものです。

続いて、次のページ、第5条第1項の指定管理者の管理の期間において、条文中「3年間」を「5年間」に改めます。これは、安定した経営維持を図るには5年間は必要と判断したものです。また、第2項として「指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とする。」を追加いたします。これは、年度途中での指定となった場合に期間を明確に規定するためです。

続いて、第9条第2項中、“別表に定める範囲内”の次に「の額」を追加し、条文末尾から「これを変更しようとするときも、同様とする」を加えるものです。

続いて、第14条及び第15条の文中“体験滞在交流施設”を“フェสปา”に改めます。

続いて、第16条として新たに読替規定を規定しました。これは、指定管理者が決定しない場合に、直営若しくは管理委託とする場合等にも対応すべく読替規定を追加するものです。また、第16条の追加により（委任）を第17条に改めます。

続いて、別表において定めております各使用料について、それぞれ消費税を加算し、下線を引いている部分について使用料等を改めております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行します。ただし、別表の改正規定は令和元年10月1日から施行いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

全協での質疑の中で、こういう報告書等が出てきたんですが、この漏電に関しましては、基本的にこの報告書では原因不明という事になっているんですが、現時点ではきちんと原因究明出来ているんですか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、お渡ししました資料は6月の22日に報告を受けたものなのですが、その後、7月の中旬に原因である洗米器があった旨の報告をはい、最終的には受けております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(「ありません」、「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」、「なし」の声あり)

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

(村上議員、登壇)

○(1番・村上要二郎 議員)

議席1番、村上要二郎です。よろしくお願ひします。

私は、この議案に対して反対の立場で討論いたします。フェスパに関する条例改正につきまして、前回の2,750万円の赤字補填に続き、今回は、町民を欺くような方法で赤字補填を行おうとしています。町長の下に何がぶら下がっているか分かりませんが、町長は上島町全体の住民の幸福のために考え、行動してほしいと思っています。今回の議案を出すこと自体が間違っていますが、再度言わせていただきます。この議案は、町民を欺きながらフェスパへの赤字補填を続けていくという意思の表れであり、この議案を通すという事は無制限にフェスパへの赤字が続くという事です。

私は、ひとまず直営にするか、町から職員を出向させ、本当の意味でフェスパの膿を出し、改善策を練っていただき、再度公募により適正な業者に管理をお願いしたいと思ひます。

ええー、議員の皆様、これからもフェスパの運営は大変だと思いますが、議員と職員が協力し、町民に喜ばれるような施設になっていただけるようよろしくお願ひいたします。以上です。

(村上議員、降壇)

○(池本 光章 議長) 他に討論はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

(平山議員、登壇)

○(7番・平山 和昭 議員)

私は、この条例改正には賛成の立場で討論させていただきますが、先ほども申し上げました、その一、消費税転嫁という部分が抱き合わせで非常にその苦渋の思ひがあるわけなんです。しかしながら、消費税転嫁という事については、基本的にまあ反対ではありますが、「このフェスパをどうしていくか」ということについては、もう3月定例以来、いろ

いろ議論されてきた、その中で、現状の条例で今までやって行くとなると、先ほど同僚議員が仰いました「直営にして行く」という道も当面はできない。そういう意味合いで、指定管理というものに対するあり方をきちんと明文化して行くという意味合いで、この条例改正は受け止めるべきであるというふうに思っております。

従いまして、フェスパの運営とこの条例改正、これから、先ほど町長が仰っていましたが、「フェスパをどうやっていくのか」という道を拓くためにも、今の設置条例の縛りというものを見直す必要があるというふうに考えておりますので、運営そのものとは切り離して判断すべきだというふうに思っております。

ええー、以上のような理由で、まあ賛成という事にします。

(平山議員、降壇)

○(池本 光章 議長) 他に討論はありませんか。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

(濱田議員、登壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員)

議席番号8番、濱田 高嘉です。私は、この条例に賛成の立場で討論をいたします。

ええー、理事者側もですねえ、このフェスパを今後とも存続させるという前提に立って、この条例案を出してきたと、このように解釈しております。ただ、その条例案の中身についてはですねえ、いろいろと意見もあろうし、それから時期的な問題もあろうかと思えます。が、やはり、このフェスパは町民の財産でもあり、平成23年にオープンして以来、8年、9年目に入っております。そういう中で、指定管理者が替わり、いろんな問題がありました。その問題を解決するためには、この条例を改正して、より良いフェスパの運営に向けて努力して行くという前提があるというふうに認識しまして、私は賛成したいと思っております。

全員協議会でも申し上げましたように、町には多くの支援をしている指定管理者、あるいは直営、あるいは第三セクターがごぞいます。例を申しますと、芸予汽船、最高には年間6,500万円の支援をしておりますし、安いときでも3,000万以上の支援をしております。それから、スポレク、これは大体、今、2,850万円が3,4年続いておりますが、その前は3,000万以上を出費しておりました。それから、上弓削にあります潮湯、これはざっくりですけども4,000万から4,500万の負担がかかっております。こういう施設について、あるいは、その船についてですねえ、多くの町民が利用し、あるいは健康増進のために各施設を使っているという状況にありますので、ただただ支援するといった意味じゃなくて、きちっと会計を明瞭化し、なおかつ、経営に当たっては町長が先頭に立って、実態を把握して、当事者意識を持って当たっていただきたいということを期待し、この第82号でしたかねえ、フェスパの条例については賛成の立場で討論をさせていただきます。よろしく皆様のご協力をお願いしまして私の討論といたします。

(濱田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

他に討論はありませんか。(「ありません」の声あり)他に討論がなければ。

○(10番・土居 計彦 議員)(挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

議席番号10番の土居 計彦です。私は、この議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まあ、消費税部分は如何ともしがたいという事で協力したいと思って賛成の立場を取りましたけども、ええー、この条文の改正につきましては、やはりまだ、いきなスポレクさんに替わって、まだ1年ほど経過したばかりでございますので、ええー、選考委員会などの経営選考委員会などの意見も無視して、町長がいきなスポレクを推薦するという事で経営に当たっておられますので、今、その任期中に、経営期間中に3年間に5年間に改めるというのはいかなるものかということで、この部分が賛成できませんので反対させていただきます。以上です。

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

他に討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論がないようですから討論を終わります。これから、議案第82号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：林議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、池本 興治議員、亀井議員。

反対者：村上議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、前田議員、土居議員、松原議員。

起立、少数です。よって、議案第82号は否決されました。

日程第41～42、報告第9～10号

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。日程第41、報告第9号及び日程第42、報告第10号の2件の「議員派遣報告」について、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、日程第41、報告第9号及び日程第42、報告第10号の2件の「議員派遣報告」について、一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配布のとおり報告書が提出されております。なお、報告第10号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。報告第9号(愛媛県町村議会議長会創立70周年

記念 議員研修大会)、報告第10号(魚島地区住民と町議会議員の意見交換会)。以上で議員派遣報告を終わります。

日程第43、議員派遣の件

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第43の「議員派遣の件」を議題とします。

本件については、お手許に配布のとおり「上島町各地区敬老会」に議員を派遣することにしたと思います。

お諮りいたします。「上島町各地区敬老会」に議員を派遣することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、「上島町各地区敬老会」に議員を派遣することに決定しました。

◎ 閉 会

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了しました。よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和元年第2回上島町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(閉 会 : 令和元年8月6日 午前11時43分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 村 上 要 二 郎

署名議員 林 康 彦